

要求水準書(入居者移転支援業務編)に関する質問回答(第2回)

No	資料名	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	要求水準書 (入居者移転支援業務編)	14	4								仮移転支援業務	仮移転者毎に仮移転先が決まり次第、仮移転先の引っ越しを進めてよろしいでしょうか。それとも引っ越しのタイミング指定された期間に限られるのでしょうか。	移転に関する事前業務が完了した後であれば、仮移転先住戸が決定した仮移転ごとに移転手続を進めていただいて問題ございません。
2	京都市桃陵 市営住宅団地再生事業 要求水準書(案)	15	4	3	(2)		ア	(イ)			市の定める仮住居の条件	市の定める仮住居の条件として、『民間借家については、市が決定する賃料額、仲介手数料、保証金(敷金)及び礼金の上限額以下とすること』となっておりますが、上限額はいくらですか？	令和7年7月18日に公表した入札説明書等に関する質問への回答(1回目)の要求水準書(入居者移転支援業務編)No.3を参照ください。
3	京都市桃陵 市営住宅団地再生事業 要求水準書(案)	16	4	3	(2)		イ	(イ)			仮住居の希望確認	仮住居の希望確認について、『解体住棟及び他の市営住宅を仮住居として希望した仮移転者に対して、市が提示した仮住居先の中から希望を聴収する』となっておりますが、仮住居が可能な住居は、何戸空いているのですか？	令和7年7月18日に公表した入札説明書等に関する質問への回答(1回目)の要求水準書(入居者移転支援業務編)No.4を参照ください。
4	要求水準書 (入居者移転支援業務編)	29	7	3	(1)						本移転支援業務	本移転説明会の開催会場を伏見区役所区民交流スペースの利用を考えております。優先的に確保していただくことは可能でしょうか。	伏見区役所区民交流スペースは一般開放している施設であり、現段階で優先的な活用は確約できません。 これまで本市が開催した当該事業に関する入居者説明会は「高齢者の移動が困難」とのご意見から、団地内集会所にて住棟ごとに開催(一説明会につき8回程度)しています。